

ID: 88

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	受給資格者証の交付
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第2条第5項
例 規 番 号	昭和51年条例第15号
<p>【基準】</p> <p>第2条から第4条までの規定による。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「ひとり親家庭の親と子」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した者又は離婚した者で現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる規則で定める者であって、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している者及びその児童</p> <p>(2) 父母のない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している配偶者のない者及びその児童</p> <p>2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)</p> <p>(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)</p> <p>(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)</p> <p>(5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)</p> <p>(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</p> <p>3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。</p> <p>4 この条例において「一部負担金等」とは、保険給付を受ける者が医療保険各法の規定により負担すべき額(付加給付等があるときは、その額を控除して得た額)をいう。</p> <p>5 この条例において「受給資格者」とは、町長が交付するひとり親家庭医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を有する者をいう。</p> <p>6 この条例において「扶養義務者」とは、受給資格者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、その受給資格者と生計を同じくする者をいう。</p> <p>7 この条例において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等のうち保険給付を取り扱う者をいう。 (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、ひとり親家庭の親と子(父母のない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童であって、配偶者のない者以外の者に扶養されている者を含む。)であって医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、次のいずれかに該当する者のうち、受給資格者証に助成対象者として記載されている者とする。</p> <p>(1) 高根沢町の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律</p>	

第55条の規定により他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)

(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により高根沢町の区域内に住所を有するものとみなされる者

(3) 高根沢町に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、受給資格者、助成対象者、扶養義務者又は受給資格者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、助成しない。

(1) 受給資格者の所得が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条又は第9条の2の規定による支給制限に該当するとき。

(2) 扶養義務者又は受給資格者の配偶者の所得が、児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による支給制限に該当するとき。

(3) 助成対象者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)又はその他法令等により医療費の給付の全部を受けられることができるとき。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日